

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、コーポレート・ガバナンスの充実を株主価値向上のための重要課題と認識し、経営の監督と執行の機能分担を明確にするとともに、コンプライアンス経営の遂行に取り組んでおります。

こうした考えに基づき、これまでに、迅速な意思決定を目的に取締役員数の適正化、経営会議の設置、業務遂行における役割を明確にする目的で執行役員制度の導入を実現してきました。

今後も、現体制の一層の充実を図り、迅速な意思決定と執行責任の明確化を進めてまいります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満
-----------	------------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
武田薬品工業株式会社	2,204,840	7.21
株式会社三菱東京UFJ銀行	1,100,515	3.60
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	1,085,900	3.55
山口 隆	914,470	2.99
あすか製薬従業員持株会	673,540	2.20
株式会社ヤマグチ	556,000	1.81
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社(常任代理人 日本マスタートラスト信託銀行株式会社)	530,281	1.73
日本生命保険相互会社	522,569	1.70
CBNY DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO(常任代理人 シティバンク銀行株式会社)	514,300	1.68
トーア再保険株式会社	500,000	1.63

支配株主(親会社を除く)の有無	——
-----------------	----

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
-------------	--------

決算期	3月
-----	----

業種	医薬品
----	-----

直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
---------------------	---------------

直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
-------------------	-----------------

直前事業年度末における連結子会社数	10社未満
-------------------	-------

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	6名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
上田 栄治	弁護士								○			
吉村 泰典	学者								△		△	

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
上田 栄治	○	社外取締役の上田栄治氏は、銀座榎の木法律事務所のパートナー弁護士であります。当社は、同氏の当社社外取締役就任前に同氏と法律顧問契約を締結し、会社法務に関するアドバイスを受けておりましたが、支払っていた顧問料は多額ではないと認識しております。	取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するために、法務の専門家として、独立性の高い立場から企業法務、内部統制などの幅広い知見に基づき、経営判断に資する助言・提言を行っていただけると判断いたしました。 また、独立役員としての要件を満たしており、当社の一般株主と利益相反が生じる恐れがないことから、独立役員として指定いたしました。
吉村 泰典	○	社外取締役の吉村泰典氏が2014年3月31日に教授を退任した慶應義塾大学とは、当社製品(医療用医薬品等)の一部につき取引関係があります。また当社は、同氏が教授を務めた同大学医学部産婦人科学教室に研究支援目的で寄付を行っておりますが、寄付金額は軽微と認識しております。	医学者として豊富な専門知識と経験を有しており、社外取締役として独立した立場から、当社の経営に対し重要な役割を果たしていただけると判断いたしました。 また、独立役員としての要件を満たしており、当社の一般株主と利益相反が生じる恐れがないことから、独立役員として指定いたしました。

指名委員会又は報酬委員会に相当する
任意の委員会の有無

あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	社外有識者 (名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	取締役推薦委員会	3	0	2	0	0	1	社内取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	報酬審査委員会	3	0	2	0	0	1	社内取締役

補足説明

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)に記載しております。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	5名
監査役の数	4名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役と会計監査人は、定期的および必要に応じて会合をもち、連携を図っております。さらに、会計監査人と監査役・財務責任者および経営者と監査役の意見交換が行われ、コーポレート・ガバナンス体制の維持・強化を図っております。
内部監査部門に関しては、社長直轄の監査部が内部監査規程に則り監査を行っております。監査結果は社長および監査役会にそれぞれ報告され、内部統制システム構築に活かされております。また、監査役と監査部は定期的および必要に応じて会合をもち、監査計画、重点監査項目等について意見交換を行うなど連携を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数 更新	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
武田 裕二	弁護士													
杉尾 健	税理士													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

m その他

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
武田 裕二	○	——	弁護士として、独立性の高い立場から、主に法令や定款の遵守に係る見地に基づき、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っていただけると判断いたしました。 また、独立役員としての要件を満たしており、当社の一般株主と利益相反が生じる恐れがないことから、独立役員として指定いたしました。
杉尾 健	○	——	税理士として、独立性の高い立場から、主に税務・財務等の専門的見地に基づき、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っていただけると判断いたしました。 また、独立役員としての要件を満たしており、当社の一般株主と利益相反が生じる恐れがないことから、独立役員として指定いたしました。

【独立役員関係】

独立役員の数 更新 4名

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

その他

該当項目に関する補足説明

役員報酬は、会社の業績、個人の業績により増減する制度をとっております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬)の開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

平成26年度の取締役に対する報酬は、平成26年6月27日開催の第94回定時株主総会終結の時をもって退任した1名を含む4名の社内取締役に対する報酬として1億6千1百万円(使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない)、社外取締役2名に対する報酬として1千9百万円であり、また、監査役に対する報酬は、社内監査役2名に対する報酬として3千5百万円、社外監査役2名に対する報酬として1千2百万円であり、役員報酬の合計額は、2億2千8百万円です。また、これとは別に、役員退職慰労引当金の当期繰入額(取締役2千5百万円、監査役4百万円)があります。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)に記載しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役および社外監査役に対しては、取締役会事務局（経営企画部）、総務部が窓口となりスケジュール連絡やニュースリリース伝達などのサポートを行っております。また、重要な案件に関する事前連絡を徹底し、取締役会、監査役会での議論に資するよう、情報共有を計っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

取締役会は原則毎月1回、必要ある場合は臨時取締役会を随時開催し、経営の執行方針、経営に関する重要事項を決定し、業務執行状況を監督しております。また、経営会議を原則毎月2回開催し、経営に関する案件の審議・決定、経営方針や経営戦略等の重要案件の審議を行っております。さらに当社では、コーポレート・ガバナンス体制を強化すべく社外取締役を招聘しており、現在2名選任されております。

また、当社は執行役員制度を執り、執行役員が業務を執行し、取締役は経営の迅速化、監督機能の強化など経営機能に専念しております。さらに、社長と各部門の執行責任者との部門執行責任者会議を月2回程度開催し、取締役会、経営会議での決議事項の実施・進捗報告および課題、改善策の検討を行っております。

監査については、監査役で構成する監査役会、社長直轄の監査部、公認会計士による監査が、各々の監査計画に従い実施され、社長、取締役会に報告されております。社長と監査役・公認会計士、監査役と公認会計士、公認会計士と財務担当取締役が定期、不定期に会合を開催し、連携を保っております。なお、監査役の機能強化に係る取組み状況につきましては、経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況 1. 機関構成・組織運営に係る事項【監査役関係】の「監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況」および【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】をご参照ください。

取締役の選定は、社内規程に基づき、社長、副社長、顧問等からなる取締役推薦委員会の推薦により、経営会議で候補者を内定し、取締役会の承認を得る方法によっております。また、社外取締役の招聘に際しては、原則として当社と利害関係の無い者を選任することにより、独立性の高い立場から、取締役会での議案審議等において、適宜必要な発言を行い、取締役会における監視・牽制の機能を果たす他、外部の幅広い知見に基づく助言・提言により、取締役会が適切かつ柔軟な経営判断を下すための機能も果たしております。

取締役の報酬につきましても、社内規程に基づき、社長、副社長、顧問等からなる報酬審査委員会による審議を経て同委員会審議結果に基づき、経営会議で内定し、取締役会の承認を得る方法によっております。報酬審査委員会は原則として役員改選期に開催することになっております。取締役の報酬は、会社の業績、個人の業績により増減する制度をとっております。

監査役の報酬は、株主総会で決議された範囲内で監査役の協議により、役員区分に応じて定められた額を支給しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社では、コーポレート・ガバナンスの充実を株主価値向上のための重要課題であるとの認識の下で、経営の監督と執行の機能分担を明確にして、取締役会における迅速かつ適切な経営判断と機動的な業務執行に努めております。

また、社外取締役につきましては、独立性に関する基準または方針は定めておりませんが、原則として当社と利害関係のない者を選任することとしております。社外取締役は、独立性の高い立場から、取締役会での議案審議等において適宜必要な発言をすることにより、取締役会における監視・牽制の機能を果たす他、外部の幅広い知見に基づく助言・提言により、取締役会が適切かつ柔軟な経営判断を下すための機能も果たしております。

当社といたしましては、現在のところ上記のコーポレート・ガバナンス体制が十分にその機能を果たしていると考えております。

今後も、現体制の一層の充実・強化を図ってまいります。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	今年度は、株主総会の3週間前に発送しました。 直近の株主総会開催日：平成27年6月26日 招集通知の発送日：平成27年6月4日 また、株主様への発送に先立ち、平成27年6月2日に、東証および当社ホームページに招集通知データを公開しました。

2. IRIに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	決算発表後に、代表者自身が経営方針等につき説明しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算情報、決算情報以外の開示情報、有価証券報告書、決算説明会資料、報告書、株主総会招集通知、株価情報へのリンク	
IRIに関する部署(担当者)の設置	経営企画部がIRIに関する担当部署となっております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社企業行動憲章および社内規程(コンプライアンス行動規準)で、株主・投資家とのIRを重視する旨を規定しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社のCSR活動、環境、ガバナンス、コンプライアンス等の取り組みをはじめ、より詳細な事業戦略や財務情報を総合的に記載した「あすかレポート」を作成し、当社ホームページに掲載しております。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、平成18年5月15日の取締役会において「内部統制システムの構築に関する基本方針」を決議し、その後追加決議を通じて同方針に基づく業務の適正を確保しており、現在の基本方針は以下のとおりとなっております。今後も社会の変化に応じて見直しを行い、内部統制システムの改善・強化に努めてまいります。

1. 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他当社および子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制
 - ・当社および子会社は、コンプライアンス・プログラムを制定し、国の内外を問わず、人権を尊重するとともに、関係法令、規則等を遵守するとともに、その精神を尊び、高い倫理観と社会的良識を持って行動する旨定めている。
 - ・当社および子会社は、この実践のため、取締役が率先垂範して本プログラムに従い行動するとともに、コンプライアンスに関する啓蒙、教育を通じてグループ全体への企業倫理の徹底を図る。
2. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
 - ・取締役は、その職務の執行に係る文書(電磁的記録を含む)、その他の重要な情報を文書規程、その他の規程に基づき適切に保存し管理する。
 - ・当社は、グループ文書管理規程に基づき、グループ全体の情報の保存および管理体制を構築している。
 - ・当社は、情報セキュリティポリシーに基づき、情報資産の安全性および信頼性の確保に努めている。
3. 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ・当社は、経営危機管理規程に基づき、リスクの分類、有事の際の情報伝達体制等を規定しており、リスク管理に関する啓蒙、教育を通じて、グループ全体としてのリスク管理体制を徹底する。
4. 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ・当社は、取締役会を原則毎月1回、必要ある場合は臨時取締役会を随時開催し、経営の執行方針、経営に関する重要事項を決定し、業務執行を監督している。
 - ・当社は、経営会議を原則毎月2回開催し、経営に関する案件の審議・決定、経営方針や経営戦略等の重要案件の審議を行っている。
 - ・当社は、執行役員制を執っている。これにより取締役は経営の迅速化、監督機能の強化など経営機能に専念している。さらに、社長と各部門の執行責任者との部門執行責任者会議を毎月2回程度開催し、取締役会、経営会議での決議事項の実施・進捗報告および課題、改善策の検討を行っている。
 - ・当社は、上記の各機能を活かして現体制を継続するとともに、業務の効率性と内部統制の実効性を確保するためIT化を推進する。
5. 当社の使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - ・当社は、コンプライアンス・プログラムを策定し、定期的な教育およびその浸透度の調査を通じて従業員に周知徹底している。
 - ・当社は、コンプライアンスに関する相談窓口として内部通報制度を活用する。
6. 次に掲げる体制その他の当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - イ. 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
 - ・当社は、子会社の統括部署を定めて総合的に管理しているほか、グループ会社責任者会議を年4回開催し、情報を共有している。
 - ロ. 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ・各子会社は、当社の統括部署の指揮のもと、リスク管理に関する体制を強化する。
 - ハ. 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ・各子会社は、当社の統括部署の指揮のもと、職務の執行が効率的に行われる体制を強化する。
 - ・当社は、子会社の事業遂行のための適切な支援を行っている。
- ニ. 子会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - ・当社内部監査部門が、内部監査規程に基づき監査を実施している。
 - ・当社は、内部通報制度を子会社も対象に含めて運用している。
 - ・当社は、財務報告に係る適正性を確保するために必要な内部統制を整備し、財務報告の信頼性の確保に努める。
7. 当社の監査役が、その職務を補助すべき使用人(補助使用人)を置くことを求めた場合における補助使用人に関する事項および補助使用人の取締役からの独立性に関する事項ならびに監査役が補助使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
 - ・当社は、監査役から補助使用人を求められた場合は、監査役付とし、専任の使用人とする。
 - ・当社は、補助使用人の任命、人事異動につき、事前に監査役の同意を得る。
 - ・補助使用人に対する指揮命令権は各監査役に属するものとし、補助使用人の人事考課は常勤監査役が行う。
8. 次に掲げる体制その他の当社の監査役への報告に関する体制
 - イ. 当社の取締役および使用人が当社の監査役に報告するための体制
 - ・取締役は、職務執行に関して重大な法令、定款違反、企業行動基準違反もしくは不正行為の事実、または会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を知ったときは、遅滞なく取締役会および監査役会に報告する。
 - ・当社は、内部通報制度を活用し、監査役に報告する体制を強化する。
 - ロ. 子会社の取締役等および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制
 - ・子会社の監査役は、当社の監査役と定期的に会合して、相互に情報提供や意見交換を行っている。
 - ・各子会社は、グループ会社責任者会議での審議事項等を監査役に報告している。
 - ・子会社においても、当社の内部通報制度を活用し、監査役に報告する体制を強化する。
9. 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
 - ・当社は、内部通報制度の相談内容について秘密を厳守し、相談した者への不利な取扱いを禁止している。
10. 当社の監査役が職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
 - ・当社は、監査役からの請求に基づき、監査役が職務の執行に必要な費用の全額を支払う。
11. その他当社の監査役が実効的に執行されることを確保するための体制
 - ・社長は、定例会合だけでなく可能な限り会合を持ち、業務報告とは別に会社運営に関する意見の交換のほか、意思の疎通を図る。
 - ・社長は、監査役、会計監査人との連携を図り、実効ある監査を支援するため、内部監査部門の充実を図る。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

(1) 当社は反社会勢力との一切の関係を持ちません。また反社会勢力から接触を受けた時は、ただちに警察に通報するとともに、暴力的要求や不当請求に対しては法律顧問弁護士と連携して組織的に対処します。

2. 反社会的勢力排除に向けた整備状況

(1) 当社は企業行動憲章に、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは断固として対決し、不当、不法な要求には一切応じない旨規定しております。

(2) 当社企業行動憲章は、当社ホームページに掲載しております。

(3) 当社グループの全役員および使用人は、企業行動憲章、コンプライアンス行動規準および内部通報制度等が記載されたコンプライアンス・プログラムの遵守に努めております。

(4) これら勢力に対する対応は、総務部が統括し、特殊暴力防止対策連合会に加盟する他、所轄警察署および株主名簿管理人等から最新の関連情報を収集するなど、不測の事態に備えるよう努めております。

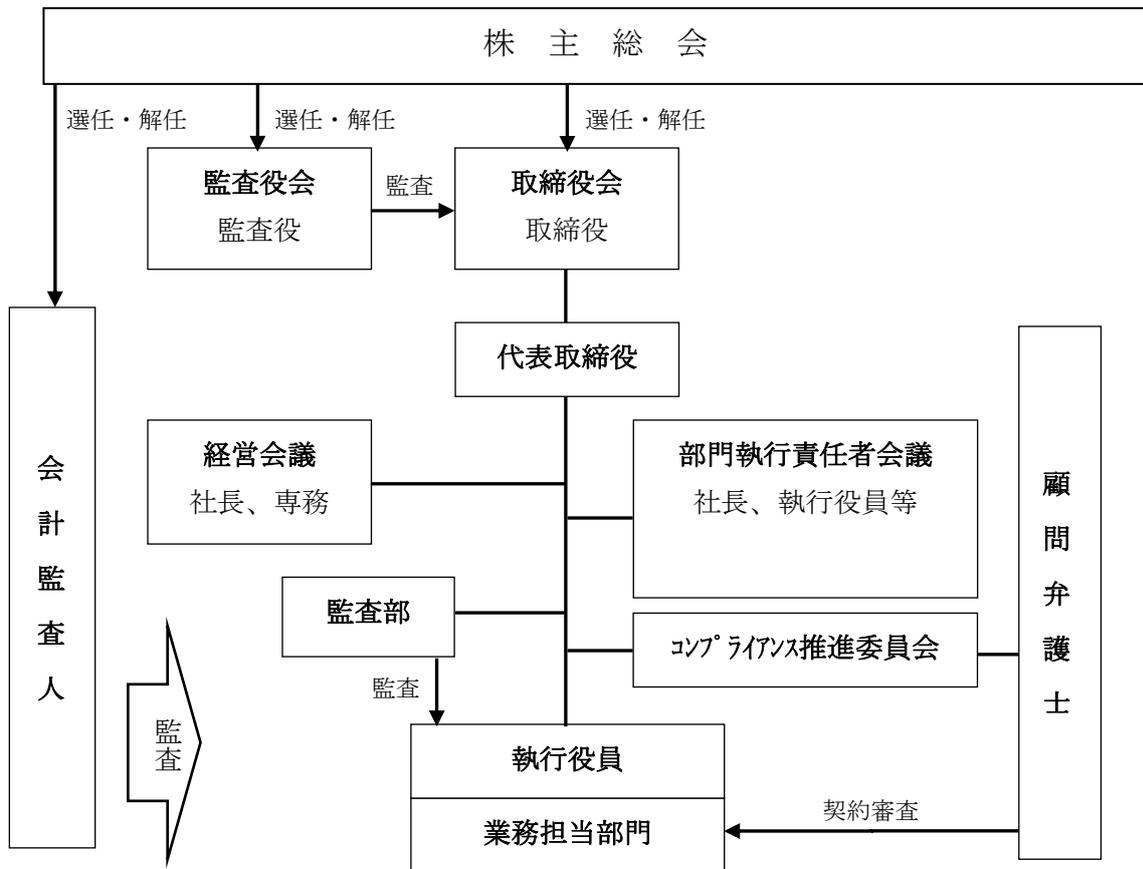
V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

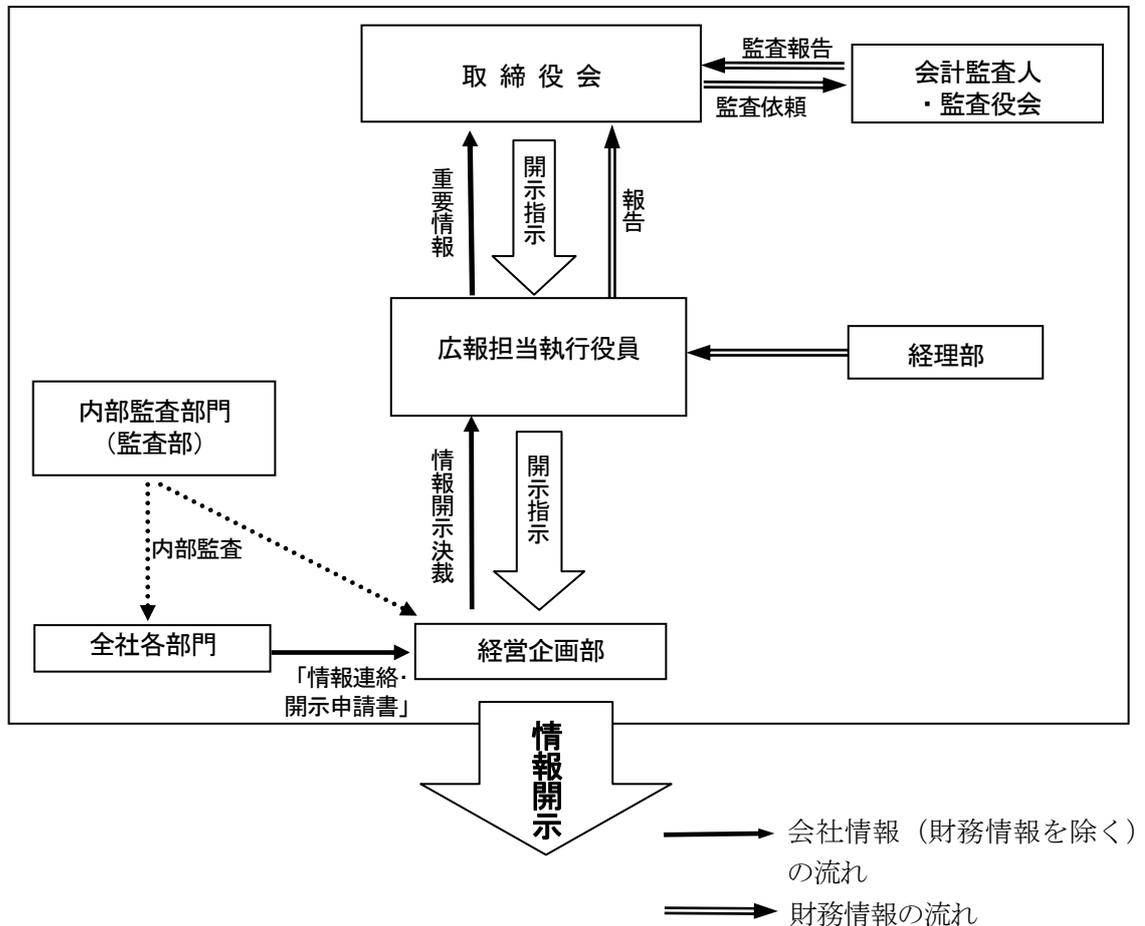
該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項



適時開示体制の概要（模式図）

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、下記のとおりです。



当社は社内規程として「広報規程」を定め、金融商品取引法および東京証券取引所の定める適時開示規則により開示が要請される重要事項、全社各部門で入手した重要情報ならびに投資判断に重要な影響を与えらると思われる情報について、的確な会社情報の適時開示に努めております。

情報開示に関する決裁を広報担当執行役員が、情報開示を経営企画部がそれぞれ担当し、情報収集・開示活動の管理、推進を行っております。

全社各部門は、適宜「情報連絡・開示申請書」を通じて、重要情報の報告に努めております。また、取締役会は、情報開示に関し監査役および会計監査人から、定期的な会計監査に加えて助言・指導を受けております。

全社各部門および経営企画部は、情報開示に関する社内体制の運用につき、定期的に内部監査部門（監査部）の監査を受けております。

以上